

8 善監委告示第2号

令和8年3月11日付け8善監委第9号で提出した令和7年度定期監査（後期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和8年4月10日

善通寺市監査委員 櫛田真作
善通寺市監査委員 長谷川義仁

令和7年度定期監査（後期分） 監査指摘事項の取組について

各課共通事項

（保健課を除く、後期定期監査対象各課かい（内非該当 会計課及び議会事務局））

郵便切手類の管理について

郵便切手、郵便はがき及びレターパックについて、特に、受け入れ時に受払簿を作成していないものが散見された。

「善通寺市物品会計規則（平成9年3月31日規則第10号）」は、物品出納員は、郵便切手類について、郵便切手類出納簿を備えて、出納簿にその出納及び残高を明らかにしておかなければならないと規定している。

また、物品取扱主任は、物品出納員の指示を受け、所管物品の受払い及び保管に関する事務を取り扱うとある。

物品会計規則の規定のとおり、郵便切手類出納簿を備えて残高を明らかにし、金庫又は堅ろうな容器に格納し、特に厳重な保管の方法をとっていただきたい。

【検討結果】

郵便切手類を適正に管理するため、各課で郵便切手類出納簿を備え、複数人による照合確認や定期的な所属長による確認を実施することとする。

（農林課・都市計画課・建築住宅課）

行政財産に設置される電柱等の敷地使用料の歳入科目について

予算の調製の際には、歳入歳出予算科目の区分については、地方自治法施行規則（昭和22年5月3日号外内務省令第29号）の定めのとおり行わなければならないと規定されている。

農林課においては、同課所管の公園の敷地内にある電柱等敷地使用料を第21款雑入で収入しているが、当該公園は、都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）に規定されている「都市公園」であるので、第14款使用料及び手数料、説明欄には「都市公園占用料」とすべきと思われる。

都市計画課においては、同課所管の公園内の電柱等敷地使用料に関しては、第14款使用料及び手数料に正しく計上しているが、説明欄には、都市公園、非都市公園の区別なく一律、電柱敷地使用料としている。都市公園にかかる使用料は、説明欄に「都市公園占用料」、非都市公園にかかる使用料は電柱敷地使用料として整理すべきと思われる。

建築住宅課においては、市営住宅跡地にある電柱の敷地使用料は、第21款雑入に予算計上している。これは、行政財産の目的外使用（善通寺市公有財産規則（平成2年12月28日規則第33号））として、第14款使用料及び手数料 第1項使

用料 第6目土木使用料 第3節住宅使用料 説明欄 電柱敷地使用料とすべきと思われる。

以上、是正に向けて検討されたい。

【検討結果】

(農林課)

令和9年度予算より、「善通寺五岳の里」市民集いの丘公園の敷地内にある電柱等に係る歳入科目を、第14款使用料及び手数料、説明欄には「都市公園占用料」として是正する。

(都市計画課)

今後は都市公園にかかる使用料については都市公園占用料、非都市公園にかかる使用料については電柱敷地使用料として区分して整理する。

(建築住宅課)

ご指摘の項目は市営住宅敷地である行政財産における電気事業および電気通信事業の用に供する電柱設置のための目的外使用に対する費用であり、ご指摘のとおり、その歳入科目は使用料として収納すべきものであった。

令和9年度予算以降は歳入科目を是正し、使用料として適切に処理する。

個別事項

(秘書広報課)

出張命令簿、復命書について

出張命令及び復命に関しては、善通寺市服務規則（昭和38年12月5日規則第17号）に規定されており、出張命令簿は命令者の決裁を、復命書は命令者への提出が義務付けられている。また、善通寺市職務権限規程（平成2年12月26日規程第4号）別表で、出張者の職位によってその出張命令の決定者や、復命を受ける者を定めている。しかしながら、出張命令簿と職務権限規程別表に応じた決定者が違うなど、実際の運用が異なっていることが散見された。服務規則と職務権限規程の整合を諮られたい。

【検討結果】

職務権限規程に基づき出張に必要な命令者の決裁は受けているが、服務規則に定められている出張命令簿の運用が統一されるよう、必要な見直しを行う。

(政策課)

一時借入金について

特別会計の歳計現金に一時的に不足が生じた場合、一般会計と特別会計相互間の歳計現金の流用、すなわち、一般会計の歳計現金の繰替使用を行っても差し支えないと解されており、本市でもそのように運用している。

また、一般会計及びすべての特別会計の歳計現金に一時的に不足が生じた場合に、資金繰りとして借り入れるのが一時借入金であるが、一時借入金も歳計現金の流用と同様に繰替使用が可能で、一時借入金利子は、借入れた会計の予算で支出するとある。

本市でも、特別会計に一時的に不足が生じたときには、一般会計で一時借入れし、一時借入金利子は一般会計の歳出予算で支出している。

前述の状況にかかわらず、一時借入金の設定のある特別会計とそうでない特別会計が混在している。予算における一時借入金の設定は一般会計だけでよいとも考えられるので、この際、検討されたい。

【検討結果】

委員指摘のとおり、歳計現金については、会計の別なく一体であるため、会計管理者の責任において、一般会計、特別会計相互間において歳計現金の過不足がある場合、その支出に充てるため他会計の歳計現金を使用することができることとされている。

指摘を踏まえ、今後、すべての会計を通じて一時借入の必要が生じた場合は、一般会計において一時借入を行い、当該借入金を使用した特別会計において、利子負担のうちの受益相当分について繰替使用と同様の措置を講じることとした上で、一般会計のみにおいて一時借入金利子の予算措置を講じることとしたい。